

日 医 発 第 1039 号（保 険）
令 和 7 年 9 月 19 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応
に関する疑義解釈資料の送付について

本年9月19日より、利用環境が整った医療機関・薬局においては、スマートフォンでのマイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードをいう。）によるオンライン資格確認が開始されることとなりましたが、厚生労働省より、医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応に関する疑義解釈資料について周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

当該疑義解釈資料においては、マイナ保険証として利用可能なスマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していない医療機関に、スマートフォンのみ持参した患者への対応として、患者に10割の負担を求めるのではなく、当該スマートフォンからその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面で保険資格が確認できれば、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めた上で、当該保険資格でレセプト請求を行うことが可能である旨が示されております。

なお、上記のように、マイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面によって資格確認を行うケースにおいては、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができないため、マイナンバーカードと、マイナポータルの資格情報の画面や資格情報のお知らせで資格確認を行う場合と同様、医療DX推進体制整備加算の要件となる「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」には反映されない点にご留意ください。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応に関する疑義解釈資料の送付について

(令7.9.18 事務連絡 厚生労働省保険局医療課、医療介護連携政策課)

(別添)

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 18 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部) 御中
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応に
関する疑義解釈資料の送付について

医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応について、
今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連
絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応

問 マイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードをいう。）として利用可能なスマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していない場合に、スマートフォンのみ持参した患者に対して、どのように対応すればよいか。

(答)

- スマートフォンの読み取りの環境が未整備の医療機関等においては、実物のマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことが基本となるが、患者が医療機関等の状況を事前に確認できず、スマートフォンしか持参せずに受診した場合には、やむを得ない場合の対応として、患者に10割の負担を求めるのではなく、当該スマートフォンからその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面で保険資格が確認できれば、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めた上で、当該保険資格でレセプト請求を行うことは可能である。

問 マイナ保険証として利用可能なスマートフォンでオンライン資格確認を行った場合、医療DX推進体制整備加算の要件となるレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に反映されるのか。

(答)

- 患者のスマートフォンをカードリーダーで読み取ってオンライン資格確認を行った場合、マイナ保険証の利用者数として計上されるため、社会保険診療報酬支払基金から通知するレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に反映される。
- スマートフォンによるオンライン資格確認の運用は、令和7年9月19日から開始されることから、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率への反映は、令和7年11月に社会保険診療報酬支払基金から通知される令和7年12月適用分からとなる。
- なお、何らかの事情でスマートフォンによるオンライン資格確認が行えず、当該スマートフォンからその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面によって資格確認を行う場合は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認が行えず、マイナンバーカードと、マイナポータルの資格情報の画面や資格情報のお知らせで資格確認を行う場合と同様、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率には反映されない。

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

医療機関等におけるスマートフォンでのマイナ保険証の利用開始について
(周知)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日医発第 782 号 (情シ) (保険)「スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に係る費用補助等について (周知)」(令和 7 年 8 月 8 日) 等にて、お知らせしております、マイナンバーカードの機能を搭載したスマートフォンでオンライン資格確認を行う (以下、「スマホ保険証」と略します) ための、制度開始が 9 月 19 日 (金) となり、対応に向けた通知が参りましたのでお知らせいたします。

通知の内容は以下になります。

1 スマートフォンでのマイナ保険証利用の概要とメリット

利用環境が整った医療機関でスマホ保険証によるオンライン資格確認ができるようになります。医療機関の窓口でカードを取り出すことなく、スマートフォン 1 台で受付ができるため、患者の利便性の向上にもつながるとのことです。

なお、キヤノン製の顔認証付きカードリーダーについては、汎用カードリーダーを必要とせず、単独でスマートフォンの読み取りに対応しております。そのため、キヤノン製を導入している医療機関等では、9 月 19 日以降にカードリーダー及び端末を再起動すると、自動的にスマホ保険証の受付が可能な状態になることをご留意ください。

2 スマートフォンでのマイナ保険証利用に向けた環境整備

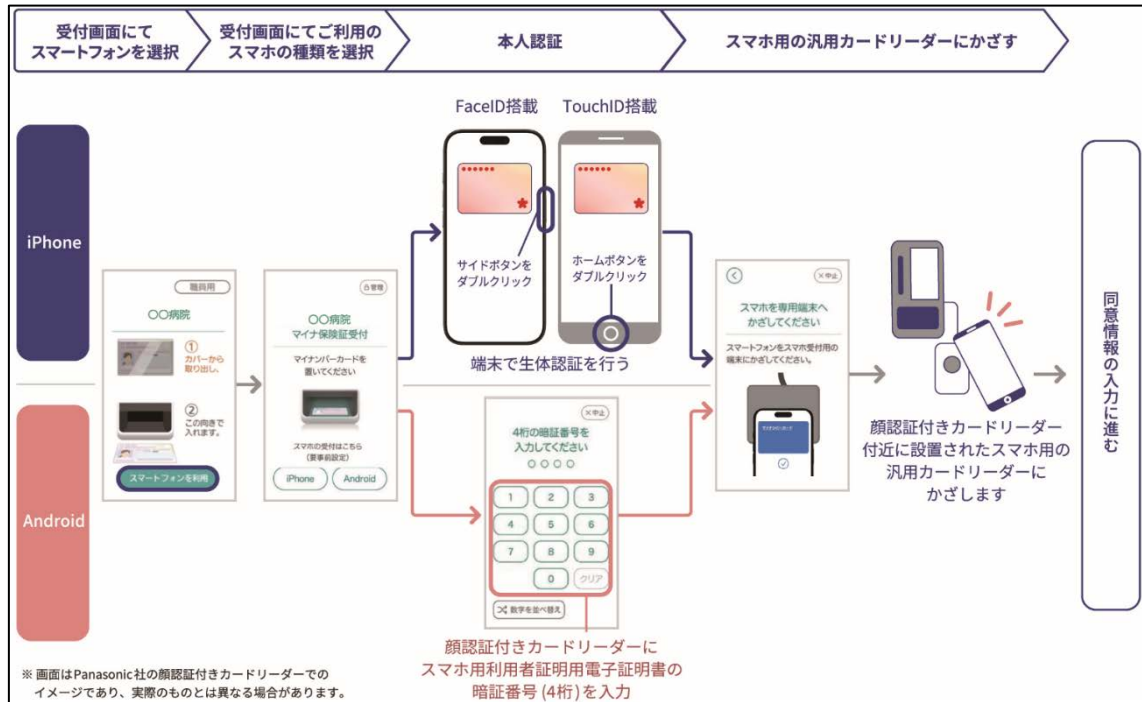
スマホ保険証、導入を希望する医療機関等においての手順は以下のようになっています。

- (1) 顔認証付きカードリーダーに対応した汎用カードリーダーの購入
- (2) 汎用カードリーダーと資格確認端末 (PC) との接続
- (3) 医療機関等の窓口での受付環境の整備

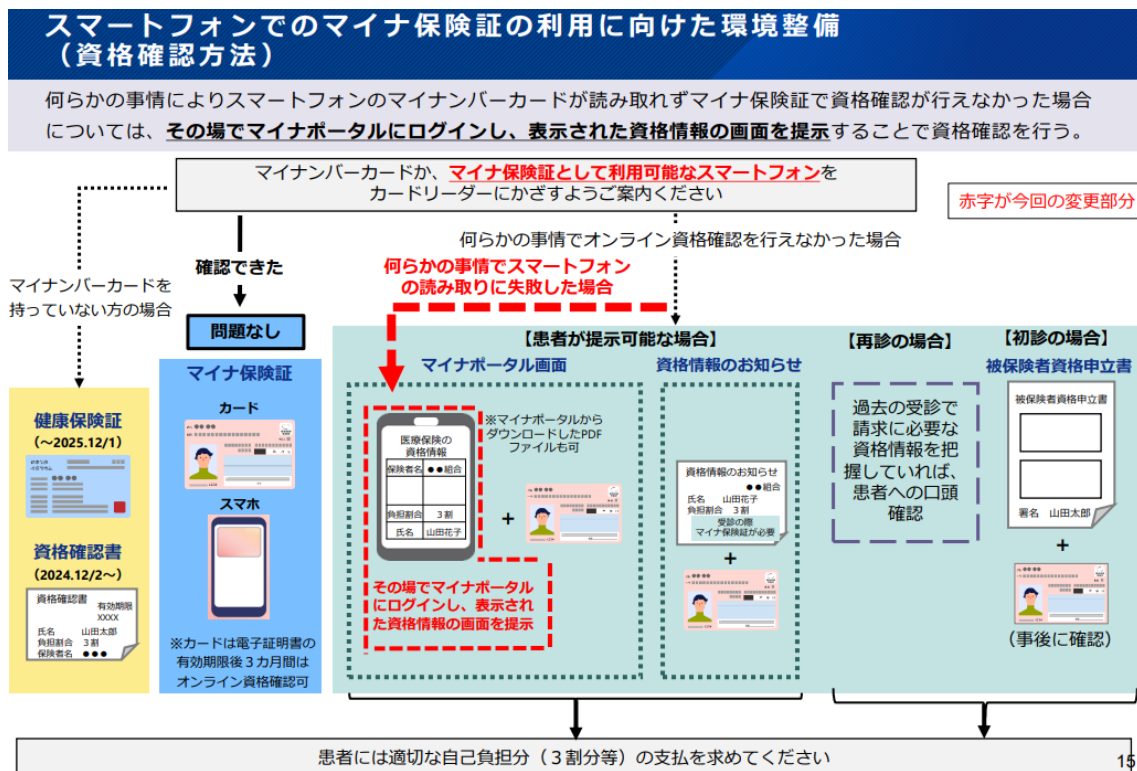
本件につきまして、機器購入の導入補助を受ける手順や、医療機関が導入時に行う設定方法に関して多くの医療機関からお問い合わせをいただいていることから、厚生労働省に対し、わかりやすい手順を示した資料を改めて作成するように申し入れを行い、近日中に対応がなされる予定です。その際は別途お知らせいたします。

3 医療機関・薬局における資格確認時の対応

患者がスマホ保険証を医療機関で使う際には、まず受付に設置された顔認証付きカードリーダーを操作し、最初の画面で「スマートフォンを利用」を選択し、次の画面で自身のスマートフォンのOSを選択し、図の手順で操作をします。



何らかの事情でスマートフォンの読み取りに失敗しマイナンバーカードや資格確認書を持参していない場合は、患者にその場でマイナポータルにログインしてもらい、窓口の方が表示された資格情報の画面を確認することで、資格確認を行って下さい。



4 スマートフォンのマイナ保険証利用対応医療機関・薬局の公表

患者が医療機関等に行く前にスマートフォンが利用可能かを確認できるよう、厚生労働省のホームページにおいて、スマホ保険証対応医療機関リストを掲載するとのことです。

医療機関からの申請は不要で、スマートフォンの読み取りが確認された医療機関をリストに掲載するとのことです。リストへの掲載を希望されない場合は、下記のオンライン資格確認等コールセンターに連絡が必要とのことです。

なお、オンライン資格確認等システムにおけるスマホ保険証への対応は義務ではありません。

また、厚生労働省に対しては、スマホ保険証を利用しようとする国民に向けて、自身が受診する医療機関がスマホ保険証に対応しているか、医療機関に行く前に必ず確認することを周知徹底するよう、強く求めています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくと共に、必要に応じて、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

■ スマホ保険証に関する問い合わせ先

(リスト掲載を希望されない場合についてもこちらです)

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583 (通話無料)

月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:00～18:00

土曜日(祝日を除く) 8:00～16:00

【別添資料】

- ・画像資料：スマホ保険証の利用手順／スマホ保険証での資格確認方法
- ・事務連絡：医療機関等におけるスマートフォンでのマイナ保険証の利用開始について(周知)

受付画面にて
スマートフォンを選択

受付画面にてご利用の
スマホの種類を選択

本人認証

スマホ用の汎用カードリーダーにかざす

iPhone

Android

FaceID搭載

TouchID搭載

サイドボタンを
ダブルクリック

ホームボタンを
ダブルクリック

端末で生体認証を行う

4桁の暗証番号を
入力してください

0 0 0 0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

0

クリア

✕ 数字を並べ替え

スマホを専用端末へ
かざしてください

スマートフォンをスマホ受付用の
端末にかざしてください。

顔認証付きカードリーダー
付近に設置されたスマホ用の
汎用カードリーダーに
かざします

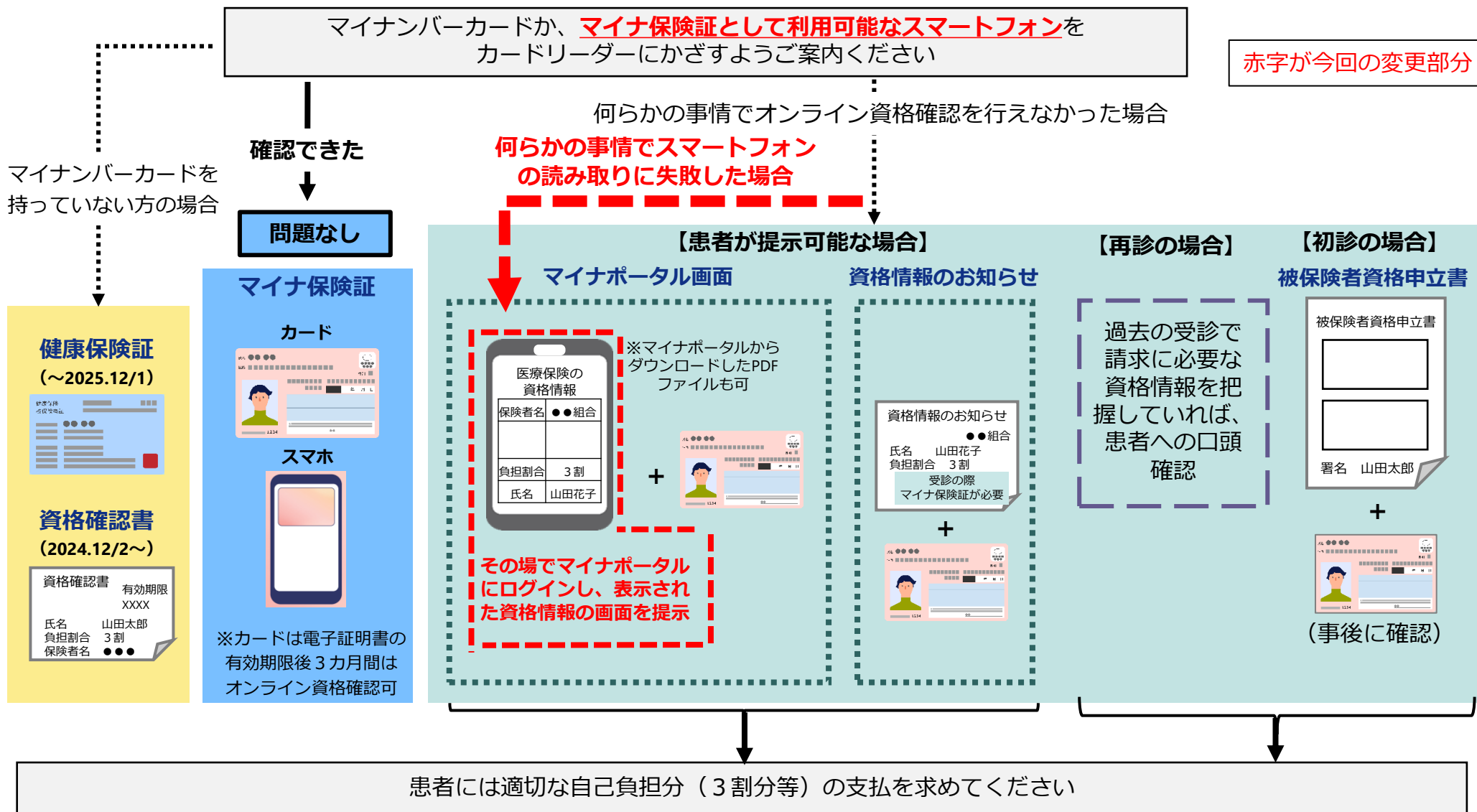
同意情報の入力に進む

※ 画面はPanasonic社の顔認証付きカードリーダーでの
イメージであり、実際のものとは異なる場合があります。

顔認証付きカードリーダーに
スマホ用利用者証明用電子証明書の
暗証番号(4桁)を入力

スマートフォンでのマイナ保険証の利用に向けた環境整備 (資格確認方法)

何らかの事情によりスマートフォンのマイナンバーカードが読み取れずマイナ保険証で資格確認が行えなかった場合
については、その場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を提示することで資格確認を行う。



事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 18 日

公益社団法人日本医師会	}	御中
公益社団法人日本歯科医師会		
公益社団法人日本薬剤師会		
一般社団法人日本病院会		
公益社団法人全日本病院協会		
公益社団法人日本精神科病院協会		
一般社団法人日本医療法人協会		
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会		
一般社団法人日本保険薬局協会		

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療機関等におけるスマートフォンでのマイナ保険証の利用開始について（周知）

医療保険制度の円滑な運営に当たり、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年6月より、iPhoneでのマイナンバーカード機能の利用が開始されたことを踏まえ、スマートフォンでのマイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）の利用に向けて、同年7月と8月に、一部の医療機関・薬局において実証事業を実施したところですが、同年9月19日より、利用環境が整った医療機関・薬局において、順次スマートフォンでのマイナ保険証によるオンライン資格確認が開始され、これにより、実物のマイナンバーカードだけでなく、スマートフォンでも保険診療が受けることが可能となります。

つきましては、スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に向けて、その詳細及び医療機関等においてスマートフォンを利用する患者に対応する際の留意事項を下記のとおりお示いたしますので、貴会内での周知にご協力頂きますよう、お願い申し上げます。

記

1 スマートフォンでのマイナ保険証利用の概要とメリット

マイナンバーカードの電子証明書が搭載されたスマートフォンの読み取りを行うことにより、環境が整った医療機関等（※1）では実物のマイナンバーカード

だけでなくスマートフォンを通じたオンライン資格確認を行えるようになります。

スマートフォンにマイナンバーカード機能が追加されることで、実物のマイナンバーカードを読み取ることなくマイナポータルへのログインを簡単に行えるようになり、自身の過去の医療情報の把握や管理が容易になります。

また、スマートフォンでもマイナ保険証として利用できるようにすることで、医療機関の窓口でカードを取り出すことなく、スマートフォン1台で受付ができるため、患者の利便性の向上にもつながるほか、医療機関等の窓口での受付がスムーズになることも期待されます。

こうした点から、実物のマイナンバーカードに加えて、スマートフォンも利用できる環境の整備に向けて、ご対応をお願いいたします。

(※1) スマートフォンでのマイナ保険証のオンライン資格確認への対応は任意です。

2 スマートフォンでのマイナ保険証利用に向けた環境整備

スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に向けて、導入を希望する医療機関等においては以下のご対応をお願いいたします。

(1) 顔認証付きカードリーダーに対応した汎用カードリーダーの購入

キヤノン製の顔認証付きカードリーダーを導入している医療機関等を除き、マイナ保険証として利用されたスマートフォンの読み取りのためには、汎用カードリーダーをご用意いただく必要があります。

汎用カードリーダーについては、顔認証付きカードリーダーに対応した機種(※2)を購入いただく必要があります。対象機種の購入に当たっては、Amazon ビジネスの専用サイトから医療機関等向けに発行されたクーポンを利用して購入いただくことで、申請手続なく購入金額の2分の1(※3)の補助を受けることができます。この補助事業は令和8年1月31日まで実施しておりますが、補助期限の間際に購入された場合、医療機関等からの注文状況によっては配送までに通常よりも長い時間を要する可能性も想定されることから、ご購入はお早めをお願いいたします。

クーポンコードを利用した購入補助の流れは以下のとおりです。(※4)

(ア) 医療機関等向け総合ポータルサイトにログインし、クーポンコードを取得

ポータルサイトにログインすることで、医療機関・薬局ごとに発行されているクーポンコードを取得することが可能です。クーポンコードは、診療所・薬局は1つ、病院は3つ発行されています。

(イ) Amazon ビジネスのアカウントの新規作成

事前に医療機関等で作成したアカウントがない場合は、アカウントの新規登録をお願いいたします。登録に当たっては、Amazon ビジネスの専用ページから確認できる医療機関等向けの招待コードを入力してアカウントを作成下さい。

(ウ) 取得したクーポンコードを利用し、汎用カードリーダー等の購入

Amazon ビジネスの専用ページから、顔認証付きカードリーダーごとに設定された対象機種を購入いただけます。クーポンコードを利用し、①汎用カードリーダーに加え、カードリーダーの台数に応じて②USB 延長ケーブル、③USB ハブをセットで購入することも可能です（診療所・薬局は1セット、病院は3セットまで）。医療機関等の環境に応じて必要な商品の購入をご検討下さい。

(※2) 対応機種の確認は医療機関等向け総合ポータルサイトから確認できます。既に対応機種をお持ちの場合は、ソフトウェアのバージョンが最新となっているか確認のうえ、ご利用下さい。

(※3) 補助上限額は1セット当たり7,000円。

(※4) クーポンコードを利用した購入補助の流れの詳細については、既に医療機関等向け総合ポータルサイトや Amazon ビジネスの専用ページに掲載しております。より分かりやすいWeb上での画面操作の手順について改めて掲載する予定です。

(2) 汎用カードリーダーと資格確認端末(PC)との接続

購入いただいた汎用カードリーダーを、医療機関等に設置されている資格確認端末に接続します。接続後、汎用カードリーダーで読み取りをできるようにするための設定を資格確認端末上で行っていただく必要がありますが、設定に当たっては、各顔認証付きカードリーダーのメーカーが作成している接続手順書をご参照下さい（汎用カードリーダーのメーカーが附属物として作成している手順書には従わないで下さい）。接続に当たって不明な点があれば、オンライン資格確認等コールセンター（0800-080-4583）にお電話下さい。

設定が完了した場合、令和7年9月19日以降、顔認証付きカードリーダーの画面上で、「スマートフォンを利用する」ボタンが表示されます（※5）ので、ご確認下さい。

なお、汎用カードリーダーの設定が完了しない限り、「スマートフォンを利用する」ボタンは表示されません。

(参考) 接続手順書の掲載リンク先

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0012308

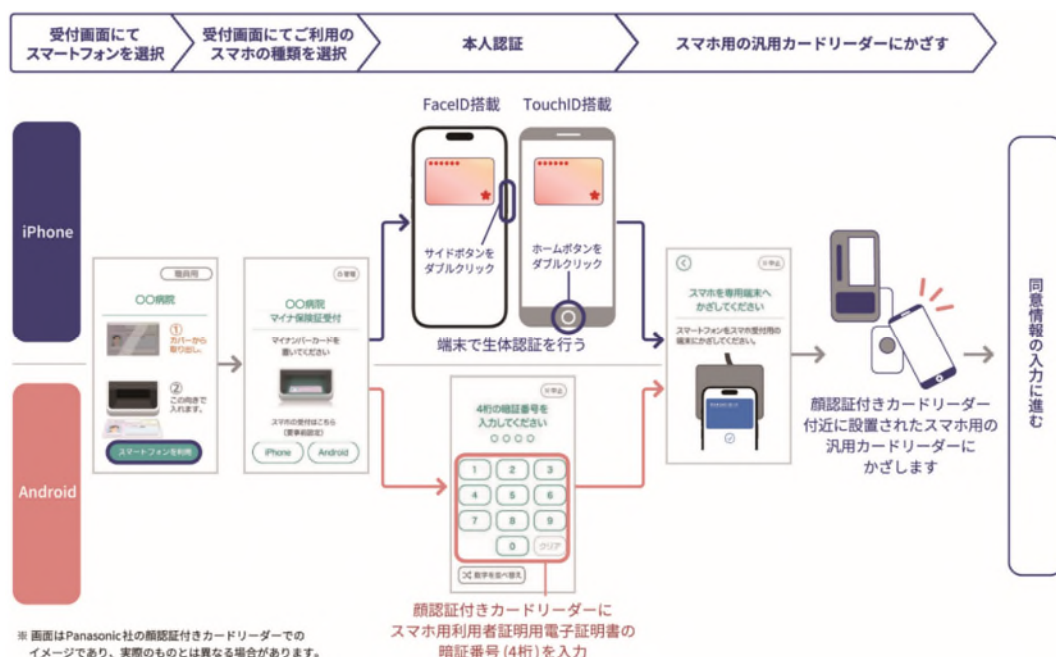
(※5) 令和7年9月19日時点で、「スマホによる本人確認の利用有無」の初期設定は「利用する」となるため、オンライン資格確認システム上の環境設定情報で追加設定をする必要はありませんが、ボタンの表示に当たっては資格確認端末と顔認証付きカードリーダーの再起動が必要です。

(3) 医療機関等の窓口での受付環境の整備

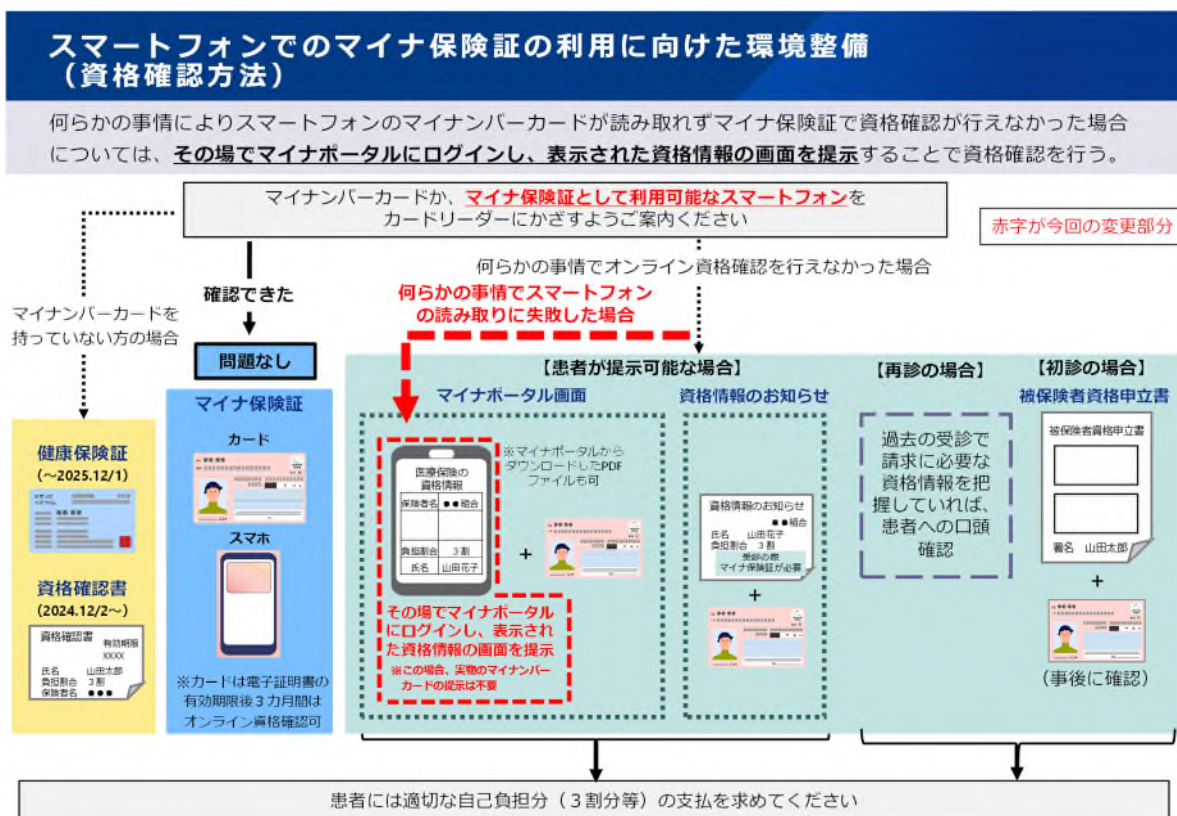
患者がスマートフォンでのマイナ保険証の利用に対応していることが分かる目印として掲示できるステッカーを、8月末に各医療機関等に対して発送しておりますので、スマートフォンの利用環境が整った医療機関等におかれては、受付窓口等に別添1のステッカーを掲示いただくようお願いいたします。また、患者がスマートフォンをかざす位置がわかりやすくなるよう、目印となるステッカーもあわせて送付しておりますので、そちらもご活用下さい。その際、汎用カードリーダーは顔認証付きカードリーダーの近くに設置いただくことが望ましいですが、資格確認端末が受付から遠い場所にある場合には、補助対象となっているUSB延長ケーブルの購入もご検討下さい。

3 医療機関・薬局における資格確認時の対応

マイナンバーカードが追加されたスマートフォンを医療機関・薬局で使う際には、まず受付に設置された顔認証付きカードリーダーを操作し、最初の画面で「スマートフォンを利用」を選択し、次の画面で自身のスマートフォンのOSを選択します。それ以降の流れの詳細は、以下のとおりです。



スマートフォンでの読み取りができない場合は、まずはスマートフォンが正しくかざすことができているか等についてご確認下さい。そうした対応を行った上でも、何らかの事情でスマートフォンの読み取りに失敗した場合には、マイナンバーカード若しくは資格確認書で資格確認を行うか、又はその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を確認して、資格確認を行って下さい。



(注1) マイナ保険証として利用可能なスマートフォンを患者がカードリーダーにかざして、オンライン資格確認を行った場合は、医療DX推進体制整備加算の要件として用いられるマイナ保険証の利用率に反映されます。(オンライン資格確認が行えなかった場合には反映されません。)

(注2) マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた際は、スマートフォンの利用時は期限後3か月の経過期間がなく、カードリーダーでの読み取りができず、マイナポータルにもログインできなくなるため、マイナンバーカード等を活用した方法で資格確認の対応をお願いいたします。

4 スマートフォンのマイナ保険証利用対応医療機関・薬局の公表

本年9月19日から、スマートフォンの読み取り環境が整った医療機関・薬局から順次、スマートフォンでのマイナ保険証利用が開始されます。スマートフォン

でのマイナ保険証のオンライン資格確認への対応は医療機関等の任意であるため、患者が医療機関等に行く前にスマートフォンが利用可能かを確認できるよう、厚生労働省のホームページにおいて、スマートフォンのマイナ保険証対応医療機関・薬局のリストを掲載いたします。リストの掲載に当たり、医療機関等では情報の入力等の対応は不要ですが、スマートフォンの読み取りの実績が確認された医療機関等を順次リストに掲載し、定期的に更新していきます。万一、汎用カードリーダーの不具合等によりスマートフォンの受付を停止した医療機関等がリストへの掲載を希望されない場合は、オンライン資格確認等コールセンター（0800-080-4583）にお電話下さい。また、医療機関等における最新の対応状況について患者から直接問い合わせがあった場合には、ご対応をお願いいたします。

(参考) スマートフォンのマイナ保険証利用について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60802.html



**スマホでも、カードでも
マイナ保険証で受付**

日医発第 1036 号(情シ)(保険)
令和 7 年 9 月 19 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

医療機関等におけるスマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に伴う、
Amazon ビジネスアカウントの作成時の招待コードについて(周知)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日医発第 782 号(情シ)(保険)「スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に係る費用補助等について(周知)」(令和 7 年 8 月 8 日)等にて、お知らせしております、マイナンバーカードの機能を搭載したスマートフォンでオンライン資格確認を行う(以下、「スマホ保険証」と略します)制度につきまして、導入補助を受ける手順に関して多くの医療機関からお問い合わせをいただいていることから、厚生労働省に対し、わかりやすい手順を示した資料を改めて作成するように申し入れを行い、近日中に対応がなされる予定です。

同資料については、厚生労働省から提供され次第、改めてお知らせいたしますが、今回は、質問が多い内容の対応策について、取り急ぎお知らせいたします。

「カードリーダーを購入する際に必要な Amazon ビジネスアカウントを作成するためには、確定申告書等の提出しなければならないのか」とのご懸念が寄せられておりますが、本件については、そのような手間がかからないように、専用の「招待コード」が用意されております。アカウントの作成時に、
招待コード(アルファベットと数字からなる 6 つの文字列)を入力することで、確定申告書等を提出することなくアカウントを作成いただくことが可能です(※別添を参照)。

ただし、この招待コードは、保険医療機関、保険薬局以外の者に伝えてはいけません。

なお、オンライン資格確認等システムにおけるスマホ保険証への対応は義務ではございません。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくと共に、必要に応じて、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

■ スマホ保険証に関する問い合わせ先

- オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583 (通話無料)
月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:00～18:00
土曜日(祝日を除く) 8:00～16:00

【別添】

招待コード（アルファベットと数字からなる6つの文字列）の掲載場所

（1）日本医師会ホームページからのアクセス方法

日医ホームページ

<http://www.med.or.jp>

から「メンバーズルーム」→「メンバーズルームへログインする」





日本医師会

Japan Medical Association

会員限定メンバーズルーム

文字サイズ

中

大

サイト内検索

トップ

医師会活動

医学図書館・生涯教育

医療保険・介護保険

地域医療・診療支援

定期更新



日医インターネットニュース

火・金曜更新



理事会・常任理事会速報

木曜更新



日医雑誌

毎月1日更新



日医ニュース

毎月2回更新



日医雑誌・日医ニュース同封物リスト

毎月更新

新着情報

一覧を見る

2025年09月19日

医師会活動

「医療機関等におけるスマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に伴う招待コード」を掲載しました。

2025年09月17日

医学図書館・生涯教育

「医学図書館」に「新着図書案内」9月受け入れ分を掲載しました。

2025年09月17日

医療保険・介護保険

「災害時における介護保険等に関する情報」に文書を掲載しました。

2025年09月16日

医療保険・介護保険

お知らせ

日本医師会役員候補者一覧

重要

医療機関等におけるスマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に伴う招待コード

重要

NEW

「ベースアップ評価額の届出等について」

オンライン診療に関する事例登録フォーム

オンライン診療の導入に係るご相談フォーム



日本医師会

Japan Medical Association

会員限定メンバーズルーム

文字サイズ

中

大

サイト内検索

トップ

医師会活動

医学図書館・生涯教育

医療保険・介護保険

地域医療・診療支援

トップ

>

医師会活動について

>

医療機関等におけるスマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に伴う招待コードについて

医療機関等におけるスマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に伴う招待コードについて

概要

日医発第782号（情シ）（保険）「スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に係る費用補助等について（周知）」（令和7年8月8日）等にて、お知らせしております。マイナンバーカードの機能を搭載したスマートフォンでオンライン資格確認を行う（以下、「スマホ保険証」と略します）制度につきまして、導入補助を受ける手順に関して多くの医療機関からお問い合わせをいただいていることから、厚生労働省に対し、わかりやすい手順を示した資料を改めて作成するように申し入れを行い、近日中に対応がなされる予定です。

同資料については、厚生労働省から提供され次第、改めてお知らせいたしますが、今回は、質問が多い内容の対応策について、取り急ぎお知らせいたします。

「カードリーダーを購入する際に必要なAmazonビジネスアカウントを作成するためには、確定申告書が必要です。本件については、そのような手間がかからないように、専用の「招待コード」が用意されています。この招待コードを、確定申告書等提出することなくアカウントを作成いただくことが可能です。」

ここに招待コードを記載しています。

ただし、この招待コードは、保険医療機関、保険薬局以外の者に伝えてはいけませんので、取扱いには十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

なお、オンライン資格確認等システムにおけるスマホ保険証への対応は善悪ではございません。

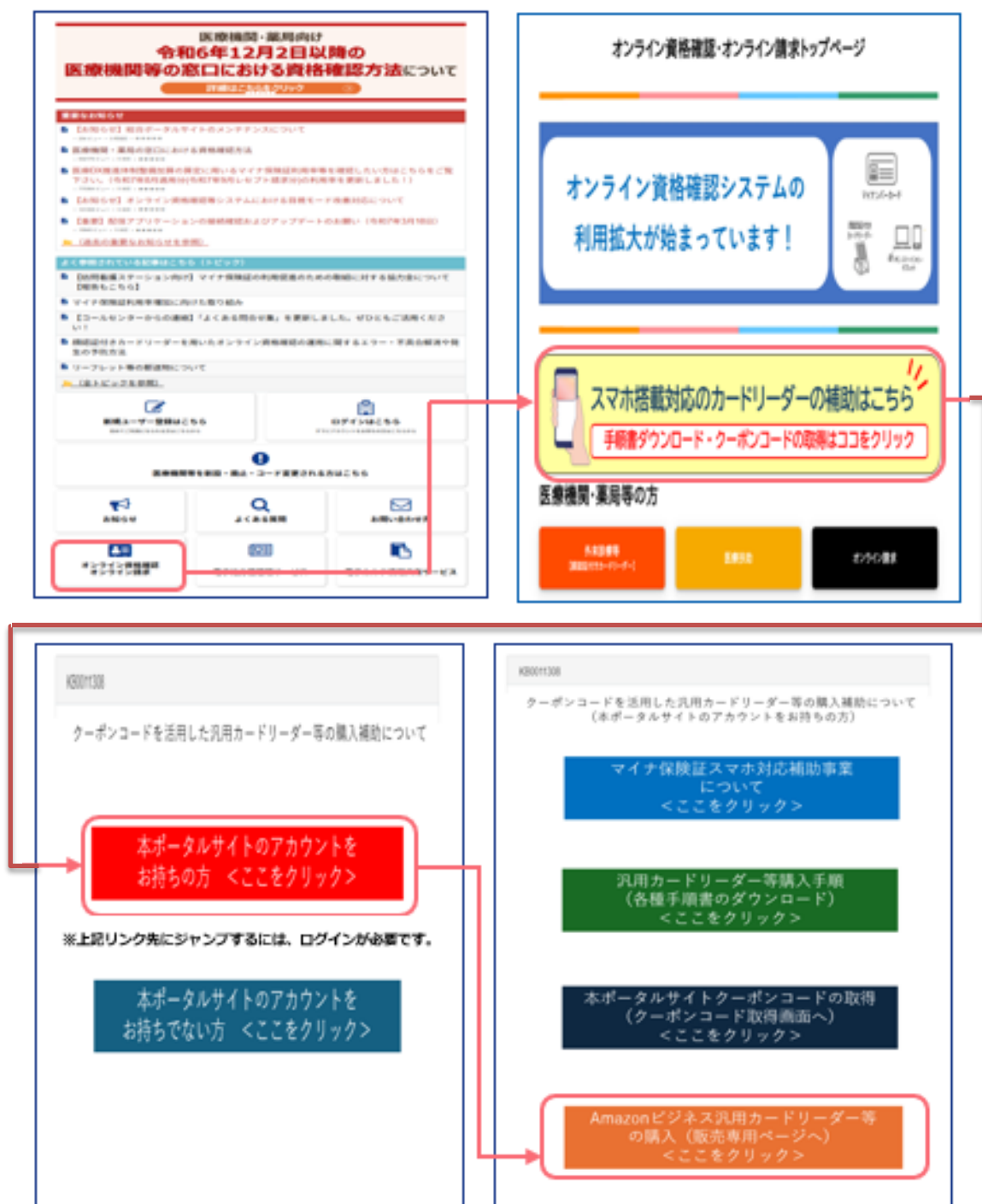
3

(2) 医療機関等向け総合ポータルサイトから Amazon 販売専用ページへのアクセス方法

医療機関等向け総合ポータルサイト

<https://iryohoken.jyoho.service-now.com/csm>

から、「オンライン資格確認オンライン請求」→「スマホ搭載対応のカードリーダーの補助はこちら」→「本ポータルサイトのアカウントをお持ちの方」→「Amazon ビジネス汎用カードリーダー等の購入（販売専用ページへ）」とクリックします。



Amazon 販売専用ページにアクセスし、赤枠箇所をクリック

各メーカーの対象商品はこちら

※セット商品のUSBケーブルやUSBハブが断続的に欠品する状況となり、タイミングによって販売が停止されているセット商品が存在します。販売が停止されているセット商品をお求めの医療機関等の皆様におかれましては、ご不便をお掛けいたしますが、販売再開までお待ちいただけますようお願い致します。

※必ずAmazonビジネスアカウントにてご確認ください。



商品（汎用カードリーダー等）購入の流れ

STEP① Amazon ビジネスでビジネスアカウントを作成する（無料で作成できます）

1. Amazonビジネスのビジネスアカウントを作成する場合：こちらのマニュアルをご確認いただき、ビジネスアカウントを作成後にSTEP②にお進みください。

[Amazonビジネス登録はこちら](#)

[Amazonビジネス登録方法の詳細はこちら](#)

2. 既にAmazonビジネスアカウントをお持ちの場合：STEP②にお進みください。

③事業者情報の入力

「個人事業主」の場合の入力画面

「法人」の場合の入力画面